（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正前	改正後
（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準となる数値）	（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準となる数値）
第四条　令第二条第二項の環境省令で定める廃棄物の種類は、次の表の上欄に掲げる廃棄物とし、同項の環境省令で定める数値は、当該廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。	**第四条**　令第二条第二項の環境省令で定める廃棄物の種類は、次の表の上欄に掲げる廃棄物とし、同項の環境省令で定める数値は、当該廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。
一　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	一　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの
当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム	当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき五千ミリグラム
二　廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	二　廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム
当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム	（新規）
三　金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	二　金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが
当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム	（新規）
2　（略）	2　（略）
（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準となる数値）	（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準となる数値）
第七条　令第四条第二項の環境省令で定める製品の種類は、次の表の上欄に掲げる製品とし、同項の環境省令で定める数値は、当該製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。	**第七条**　令第四条第二項の環境省令で定める製品の種類は、次の表の上欄に掲げる製品とし、同項の環境省令で定める数値は、当該製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。
一　紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品	一　紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品
当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき五千ミリグラム
二　プラスチックにポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	（新規）
当該製品一キログラムにつき十万ミリグラム	（新規）
三　金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	二　金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品
当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。